

第7期羽曳野市高年者いきいき計画

概要版



羽曳野市

1 第7期計画の基本的な考え方

計画策定の背景・趣旨

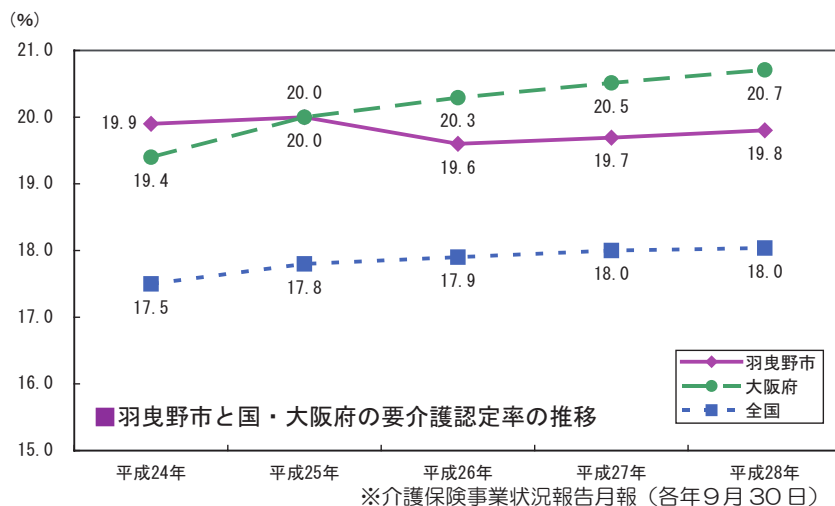
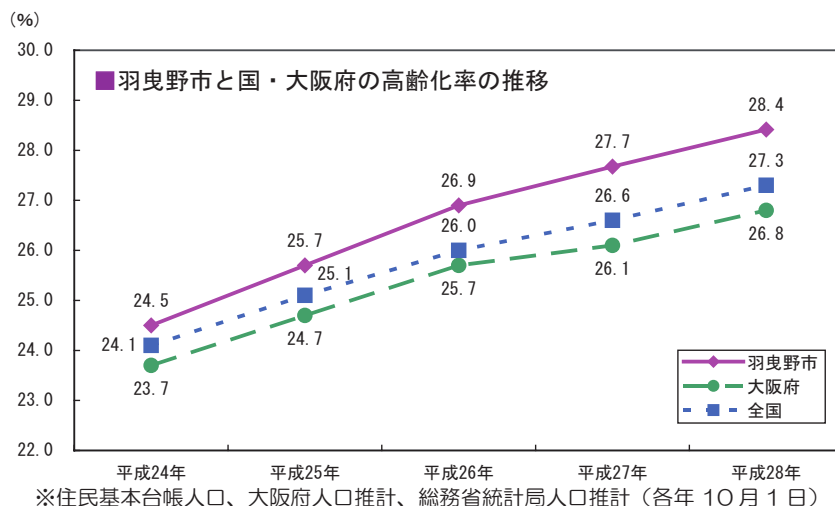
介 護保険制度は、高齢化のさらなる進展や社会状況の変化を背景に、これまで数度の制度改革が行われてきました。

2017年（平成29年）の介護保険法等の一部改正により、地域共生社会の実現のための「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備、保険者機能の強化、医療計画との整合性の確保などが定められました。

また、大阪府では、要介護認定率は2035年（平成47年）、介護需要は団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けてさらに高まっていくことが予測されています。

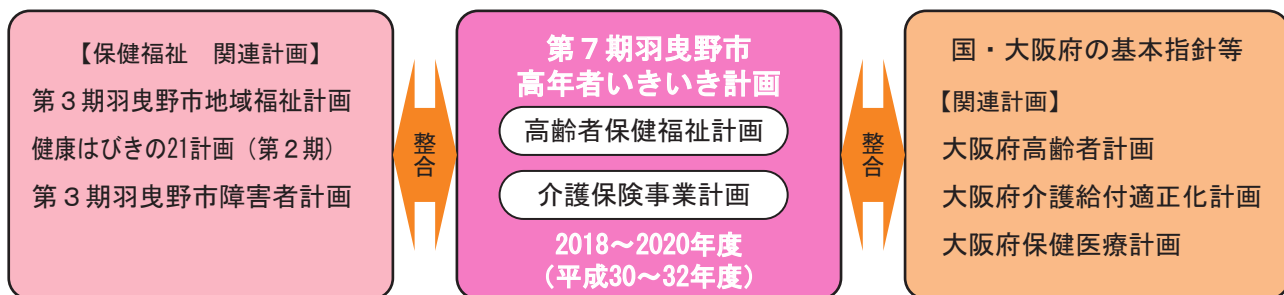
団塊の世代が75歳を超え、高齢化が一段と進むことが予想される2025年（平成37年）に向けて、中長期的な予測に基づいて、羽曳野市における高齢者支援・介護予防・介護サービスのあり方を包括的に整備する、地域包括ケアの深化・推進を見据えた新たな視点での取り組みが求められます。

このような動向を踏まえ、「第7期羽曳野市高齢者いきいき計画 羽曳野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しました。



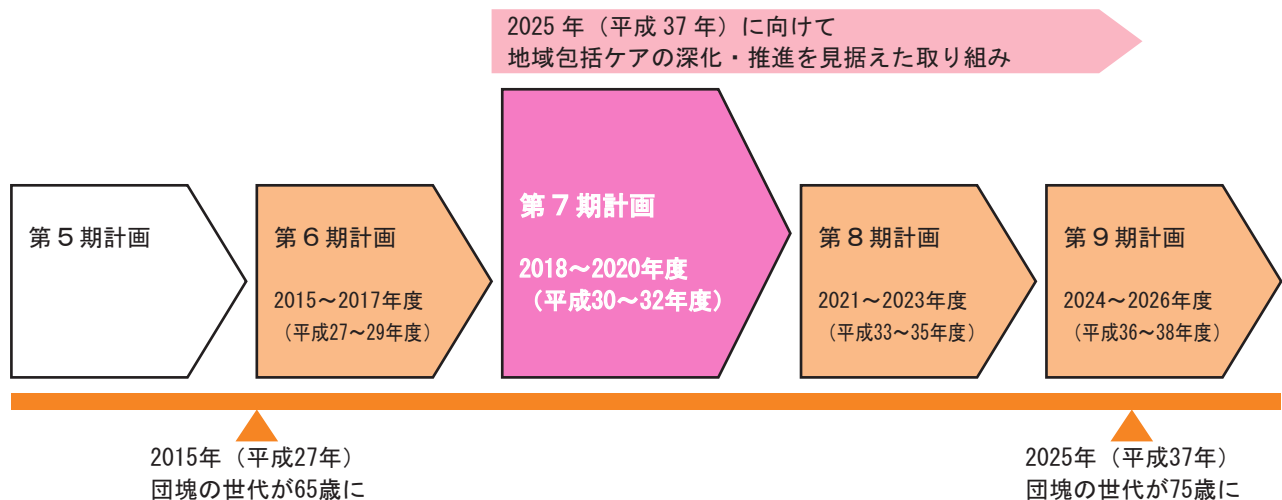
計画の位置づけ

➤ この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者保健福祉計画と、介護保険事業計画を一体的に策定したものです。国の基本指針等に基づいて作成することが求められ、大阪府の指針・計画との整合性を確保しています。



計画の期間

- の計画は、2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）の 3 年間を計画期間として策定されています。



計画の策定体制

調査等の実施

計画を策定する基礎資料とするため、65 歳以上の市民 1,500 人を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。また、介護サービスの在り方を検討するため、要介護（支援）認定調査と関連付けて在宅介護実態調査を実施しました。

そして、厚生労働省の提供する地域包括ケア「見える化」システムを使用し、将来人口や要介護認定率の推計、調査のデータからの地域特性の分析、他地域や全国の介護サービスの給付状況との比較などを行い、計画策定や給付費の分析に活用しました。

市民意見の反映

幅広い関係者の参画により羽曳野市の特性に応じた策定内容にするため、学識経験者、保健医療機関、福祉関係者、サービス提供事業者、市民の代表としての公募委員から構成される、「羽曳野市介護保険等推進協議会」において、審議を進めながら策定しました。

また、市ホームページや市広報などを通じて、パブリックコメントを行い、広く市民の意見を把握しました。

◆第7期計画での介護保険制度の見直しのポイント

- 介護報酬の改定
自立支援・重度化防止に向けて 0.54%改定
- 利用者負担のあり方
2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする
- 福祉用具貸与の見直し
貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する

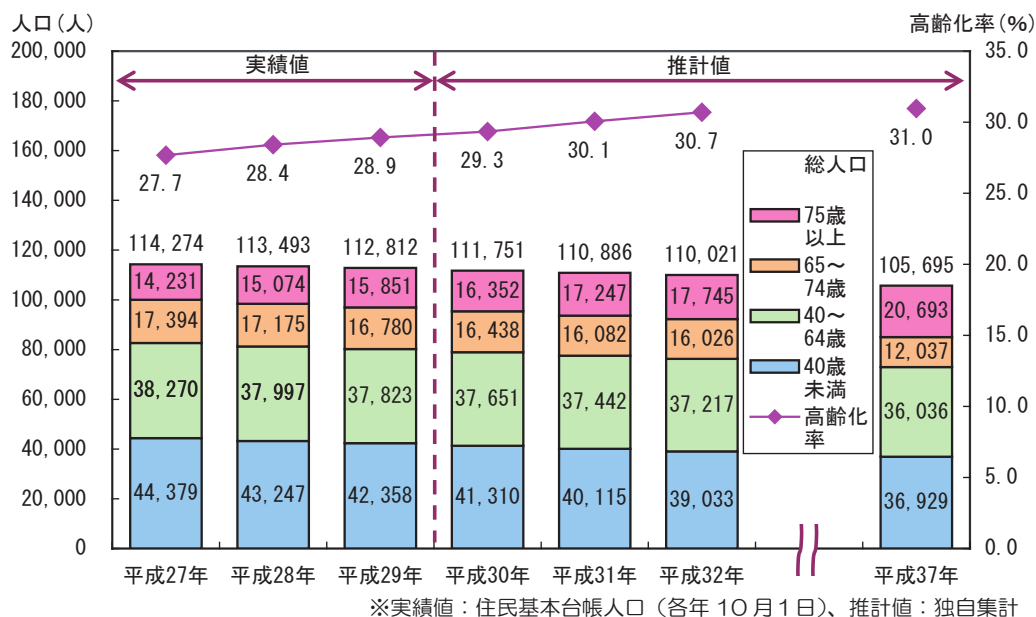


2 羽曳野市の高齢者を取り巻く現状と将来

人口の推移・推計

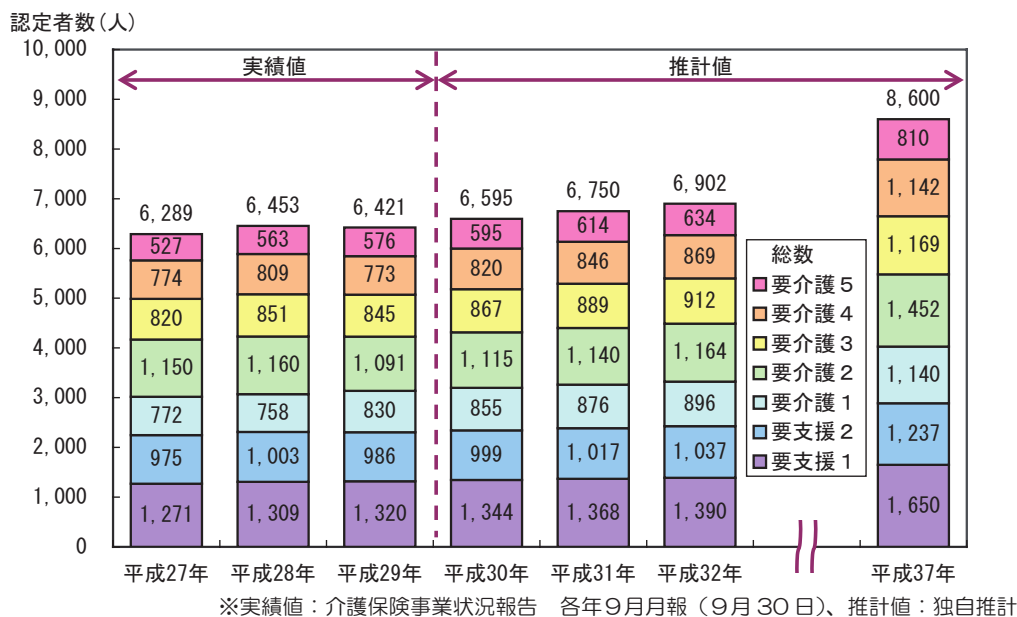
総 人口は減少傾向にあります。高齢者人口は、75歳以上は増加していますが、65～74歳はやや減少しています。2017年（平成29年）の高齢化率は28.9%と上昇を続けています。

2025年（平成37年）までは高齢化率は増加を続けることが見込まれます。また、高齢者人口に占める75歳以上人口の割合は、2019年（平成31年）以降、5割を超えることが予測されます。一方で、総人口、64歳以下の人口は減少することが見込まれます。



要介護（要支援）認定者数の推移・推計

要 介護（要支援）認定者数は、2016年（平成28年）には6,453人となっており増加傾向にありますが、近年の増加率はやや緩やかになっています。また、比較的軽度の認定者数が増えています。さらに、認定率は、2016年（平成28年）には19.8%となっており、認定率の伸びは低い傾向にあります。



3層の日常生活圏域

第3期計画で定めた日常生活圏域の設定方針を継承し、3層の日常生活圏域（「基礎的圏域」「地域支援圏域」「サービス圏域」）を設定します。これらのエリアは、広域になるにしたがい専門的、総合的な支援及びサービスが提供できるよう考慮されています。

また、羽曳野市地域福祉計画で定める「3つのエリア（小学校区、中間エリア、市全域）」を設定した「3層のネットワークの整備」構想との整合を図ります。

サービス圏域

地域密着型サービスをはじめ、介護サービス等の提供体制を適正に確保するため、市域を大きく「東西」の2地区に区分した「サービス圏域」を設定します。

なお、2つの圏域の人口、高齢者数、要介護者等数、介護サービス等の基盤整備状況、高齢者福祉等関係施設等の状況は、概ね均衡しています。



■ サービス圏域別の高齢者の状況

	西圏域	東圏域
①人口	62,083人	50,729人
②高齢者数 (高齢化率)	18,130人 (29.2%)	14,491人 (28.6%)
③後期高齢者数	8,637人	7,214人
④要介護認定者数 (認定率)	3,468人 (19.1%)	2,789人 (19.2%)
⑤世帯数	24,460世帯	19,594世帯
⑥高齢者一人暮らし	3,066世帯	2,393世帯
⑦高齢者夫婦 (65歳以上)	3,040世帯	2,560世帯

■ 西圏域 ■ 東圏域

※平成29年10月1日現在（⑤～⑦は平成27年10月1日現在）

3 施策の体系

基本理念・基本的な視点

計画の基本理念

高齢者が地域社会でいつまでも健康で活躍でき、いつまでも安心して暮らせるまちづくり

計画の基本的な視点

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1)「支え合いのまち」の創生 | (2)「健康でやさしいまち」の創生 |
| (3)「尊厳が保たれるまち」の創生 | (4)「手を携える協働のまち」の創生 |

重点施策1 地域包括ケアシステムの深化・推進

柱1. 地域包括ケア体制の充実

- 地域包括ケアシステム機能の中核機関として、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを進めていく地域ケア会議を推進します。
- 医療と介護の様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的に支援していく「包括的・継続的ケアマネジメント」の確立に取り組みます。
- 地域福祉計画での「ささえあいネットはびきの」の構築の参加など支え合い・助け合いのネットワークを拡充し、地域共生社会の実現を目指します。
- 家族介護者の心身両面での負担軽減に努めます。
- 介護事業や地域づくりの担い手の確保・育成に取り組みます

柱2. 介護予防の充実

- 介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業など多様なサービスを提供し、高齢者の自立支援・重度化防止を支援します。
- 地域住民主体の活動の支援を強化して、地域生活に根差した介護予防の促進を図ります。
- 庁内における各担当間、関係機関、地域住民・地域団体との連携を密に図ることで、羽曳野市の社会資源の総合力を高め、実態に即した効果的な介護予防を推進します。

柱3. 健康づくり・生きがいづくりの充実

- 健康はびきの21計画(第2期)と連携し、高齢期における健康づくりを推進し、各種健診(検診)などの健康増進事業を実施します。
- 地域における社会参加の機会を高齢者に提供するため、活躍の場を整備します。

柱4. 認知症高齢者支援体制の充実

- 認知症に関する正しい理解・知識の普及・啓発に努め、地域での支援環境づくりを進めます。
- 認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症総合支援事業に取り組みます。
- 地域包括支援センター、かかりつけ医、専門医療機関、介護保険サービス事業者、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、地域の支え合い活動、などの連携に努めます。

重点施策2 福祉・介護サービス基盤の充実

柱5. 安全・安心に暮らせる仕組みづくり

- 地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止に向けた取り組みを進めます。
- 高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の普及や、消費者被害の防止などに取り組みます。
- 災害時の高齢者支援体制を整備するとともに、日常の防災・防犯意識の向上に努めます。

柱6. 安心して高齢期を迎えられる生活環境の整備

- 在宅福祉サービスや敬老事業など、充実した高齢者福祉施策を実施します。
- 高齢者住宅に関する情報提供や、高齢者のニーズに即した住まいの確保に取り組みます。
- 公共施設の利便性の向上や移動の安全の確保により外出を支援し、介護予防にもつなげます。

重点施策3 持続可能で充実した介護保険事業の運営

柱7. 介護保険サービス見込量の推計と保険料の設定

- 第7期計画期間において必要な給付見込額を算定し、適正な保険料を設定することで、持続可能な制度として介護保険事業を運営していきます。

柱8. 介護保険制度の適正・円滑な運営

- 介護給付の適正化を図ることを「第4期羽曳野市介護給付適正化計画」として位置づけ、大阪府が推進する8事業について取り組みます。
- 介護保険制度の周知を推進し、介護保険サービス事業者への支援と指導、監督を行います。
- 保健福祉サービス利用者や家族の相談や苦情に対応し、低所得者の利用負担軽減を図ります。
- 介護事業所への支援・指導を行い、介護サービスの質の確保と向上に努めます。

4 保険料の設定

介護保険の給付費は、半分を公費（国・府・市）で負担し、残りを第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40～64歳の方）からの保険料で負担する仕組みです。

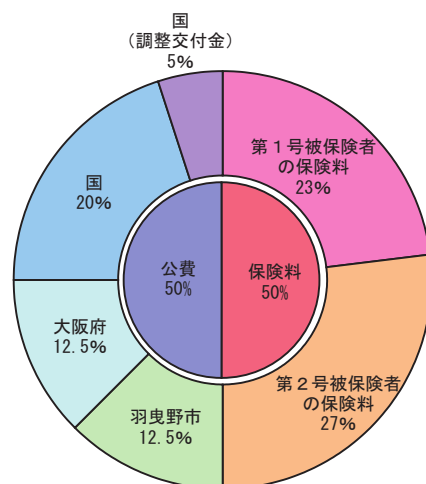
保険料の負担割合は、第7期計画期間においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

■ 保険料の設定（2018～2020（平成30～32）年度）

3年間の給付費見込み額： 331億2,778万円

第1号被保険者負担額： 72億1,500万円※

保険料（基準額）の算出： 年間73,896円（月額6,158円）



※第1号被保険者負担額は、調整交付金、準備基金等を調整後の金額です

第 1号被保険者の保険料は、標準額に基づき、本人の所得の状況に応じて決まります。第7期計画期間中の所得段階別介護保険料は次の表のとおりです。

所得段階別の保険料

段階	前年の所得と課税の状況	負担割合	月額保険料 (年額保険料)
第1段階	生活保護受給者。世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	標準額 ×0.45	2,771円 (33,253円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	標準額 ×0.70	4,310円 (51,727円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	標準額 ×0.75	4,618円 (55,422円)
第4段階	同一世帯に市民税課税者のいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	標準額 ×0.90	5,542円 (66,506円)
第5段階	同一世帯に市民税課税者のいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	標準額 ×1.00	6,158円 (73,896円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	標準額 ×1.20	7,389円 (88,675円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	標準額 ×1.30	8,005円 (96,064円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	標準額 ×1.50	9,237円 (110,844円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	標準額 ×1.70	10,468円 (125,623円)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	標準額 ×1.80	11,084円 (133,012円)
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	標準額 ×1.90	11,700円 (140,402円)
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	標準額 ×2.00	12,316円 (147,792円)
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	標準額 ×2.10	12,931円 (155,181円)
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方	標準額 ×2.20	13,547円 (162,571円)

※保険料月額＝年額を12で割った額になります（端数処理をしています）

第7期羽曳野市高年者いきいき計画【概要版】

羽曳野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

平成30年3月 発行

発行：羽曳野市

編集：羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL：072-958-1111（代表） FAX：072-950-2536

